

### 3 学区外通学制度の現状及び事務局案の説明

➡本日は以下の内容で説明させていただきます。

- ①現在の学区外通学制度
- ②2025・2026年度に統合等を予定している地区の説明
- ③学区外通学制度の事務局案その1（通学先の配慮）
- ④学区外通学制度の事務局案その2（通学距離の配慮）
- ⑤質疑応答

# ①現在の学区外通学制度

配布資料の②-1町田市指定校変更許可基準表 ②-2通学区域緩和制度小学校案内&町田市通学区域緩和制度受入枠一覧表（小学校）②-3通学区域緩和制度中学校案内 をご参照ください。

現在町田市では3つの学区外通学制度を運用しています。

## ①指定校変更制度

- ・全学年が対象。
- ・許可基準の事由に該当する場合のみ、指定校の変更が可能な制度。  
（各事由は後ほどご確認ください。）
- ・受入枠の上限がない。
- ・随時申請が可能。

## ②通学区域緩和制度

- ・新入学児童・生徒が対象。
- ・理由は問わない。
- ・各学校の受入枠の範囲で、指定校以外の学校を希望できる制度。
- ・小学校は隣接校のみ、中学校は市内全域希望可能。
- ・申請期間は入学年の前年8月下旬～10月上旬。

### ③小規模特認校制度

町田市立 小中一貫ゆくのき学園(大戸小学校・武蔵岡中学校)に学区外から通学できる制度です。ただし対象者は、町田市相原町にお住まいの児童・生徒に限ります。

## ●学区外通学の新制度の策定について

町田市教育委員会では以上の3つの学区外通学制度を運用しています。これから始まる学校の統合と学区の再編にともない、教育委員会で行ったアンケートや意見交換会の意見を集約して、概ね2つの配慮事項にまとめました。

①何回も転校の繰り返すことになってしまう児童・生徒への配慮

②学区が広くなってしまう通学距離が遠くなってしまう児童に対して配慮

の2つの配慮事項が必要であると考え、4つ目となる学区外通学の新制度をつくることとしました。

## ②2025・2026年度に統合等を予定している地区の説明 2025年度本町田地区統合新設小学校



※資料の⑥－1通学区域図(本町田地区)を使用します。

●2025年度に本町田東小学校と本町田小学校が統合します。(本町田東小学校と本町田小学校は廃校になります。)  
2025年から2027年の間に旧本町田東小学校の校舎を取り壊して新校舎を建設します。その間は旧本町田小学校が本町田地区統合新設小学校の仮校舎となります。

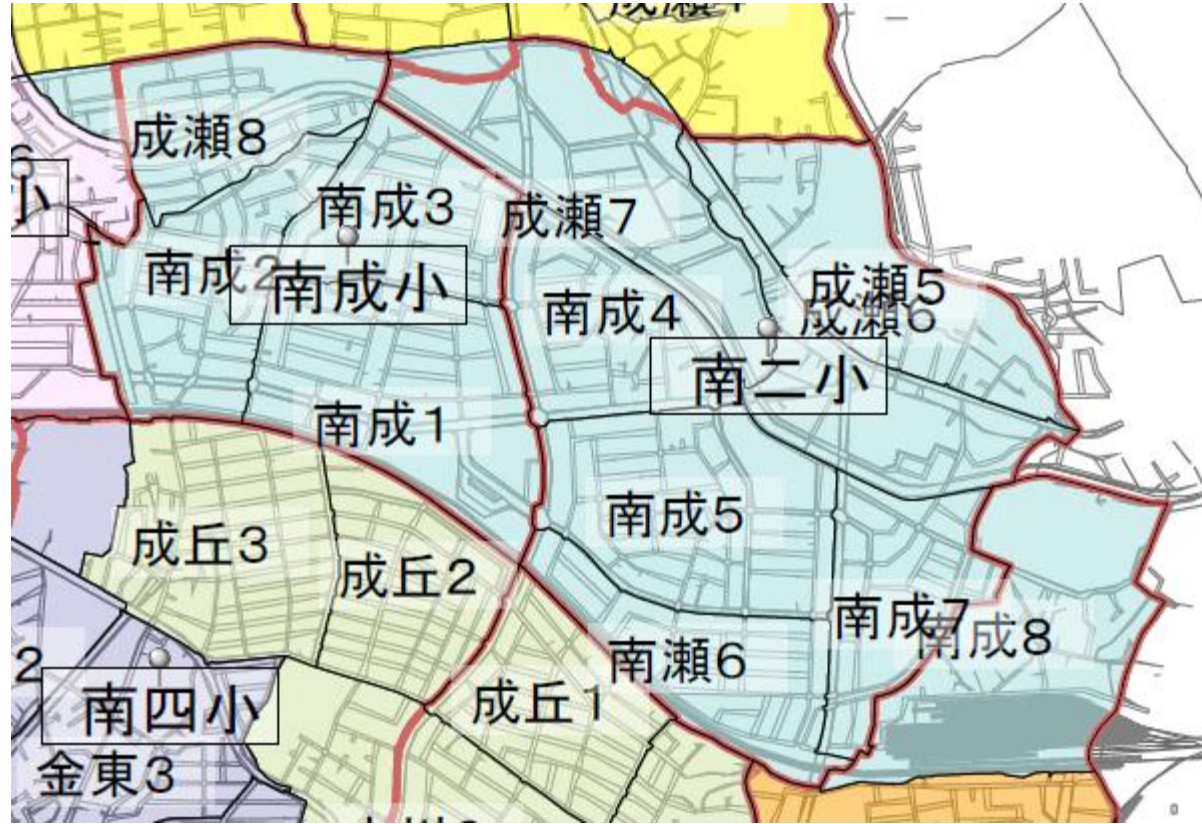
●2028年度に旧本町田東小学校の位置に新校舎が完成して旧本町田小学校の仮校舎から移転します。(旧本町田小学校は取り壊し予定です。)同時に町田第三小学校が本町田地区統合新設小学校に合流します。(町田第三小学校は廃校になります。)

●学区は2025年度に本町田東小学校と本町田小学校の学区が赤い境界線から橙色の塗りつぶしの範囲に変わります。

●2028年度に町田第三小学校が合流するときも、町田第三小学校の学区が赤い境界線から橙色の塗りつぶしの範囲に変わります。



# 2025年度南成瀬地区統合新設小学校



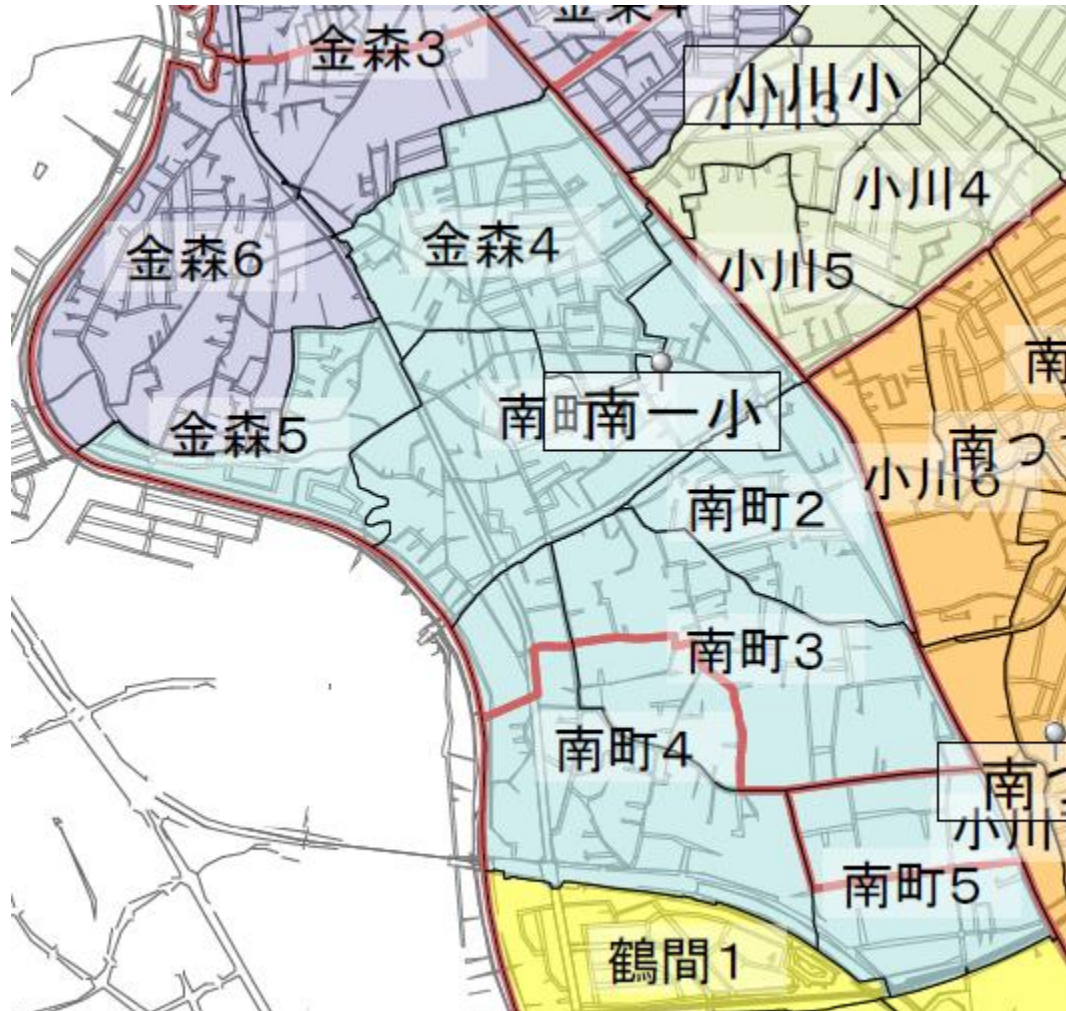
※資料の⑥－2通学区域図(南成瀬地区・南第一小学校)を使用します。

●2025年度に南第二小学校と南成瀬小学校が統合します。(南第二小学校と南成瀬小学校は廃校になります。)2025年から2027年の間に旧南第二小学校の校舎を取り壊して新校舎を建設します。その間は旧南成瀬小学校が南成瀬地区統合新設小学校の仮校舎となります。

●2028年度に旧南第二小学校の位置に新校舎が完成して旧南成瀬小学校の仮校舎から移転します。(旧南成瀬小学校は取り壊し予定です。)

●学区は2025年度に南第二小学校と南成瀬小学校の学区が赤い境界線から水色の塗りつぶしの範囲に変わります。

# 2025年度南第一小学校の建替え工事



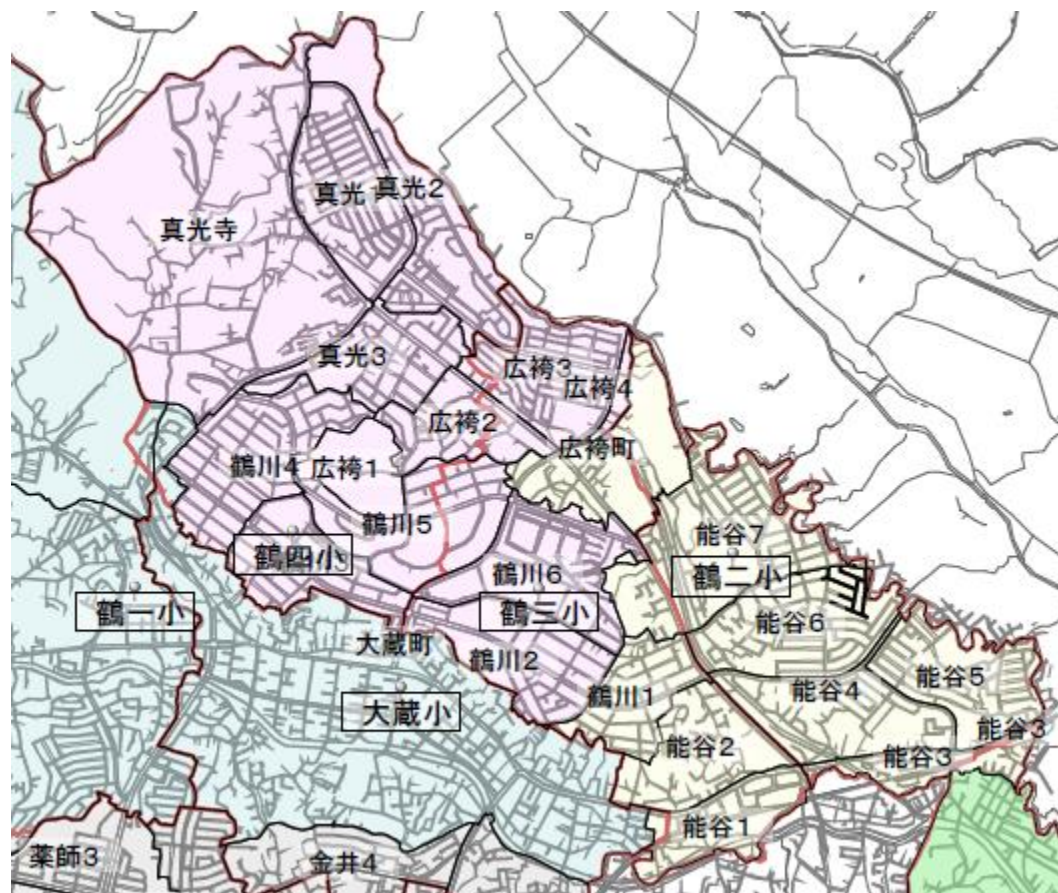
※資料の⑥－2通学区区域図(南成瀬地区・南第一小学校)を使用します。

- 2025年度から2027年度の間には南第一小学校の建て替え工事を開始します。その間は南中学校の敷地内に仮設校舎を建設して仮校舎とします。
- 2028年度に南第一小学校の新校舎が完成して、南中学校の仮校舎から移転します。
- 学区は新校舎の使用を開始する2028年度に赤い境界線から水色の塗りつぶしの範囲に変わります。



# 2026年度鶴川東・西地区統合新設小学校（分割統合）

※資料の⑥－3通学区域図（鶴川東・鶴川西地区）を使用します。



●2026年度に鶴川第三小学校の学区を2分割して東側を鶴川第二小学校と統合して鶴川東地区統合新設小学校に、西側を鶴川第四小学校と統合して鶴川西地区統合新設小学校に統合します。（鶴川第二・第三・第四小学校は廃校になります。）

●鶴川東地区統合新設小学校は2026年度から2028年度の間、旧鶴川第二小学校の校舎を取り壊して新校舎を建設します。その間、旧鶴川第二小学校の校庭に仮設校舎を建設して仮校舎とします。

●鶴川西地区統合新設小学校は2026年度から2028年度の間、旧鶴川第四小学校の校舎を取り壊して新校舎を建設します。その間、旧鶴川第三小学校を仮校舎とします。

●2029年度に鶴川東・西地区とも新校舎が完成して、鶴川東地区は校庭の仮設校舎から新校舎へ、鶴川西地区は旧鶴川第三小学校の仮校舎から旧鶴川第四小学校の位置の新校舎へそれぞれ移転します。

●学区は2026年度に分割統合するときに、赤い境界線から、鶴川東地区は黄色の塗りつぶしの範囲に、鶴川西地区は紫色の塗りつぶしの範囲に変更します。

# ③学区外通学制度の事務局案その1 (通学先の配慮)

※資料の③-1通学先の配慮\_事務局案を使用します。

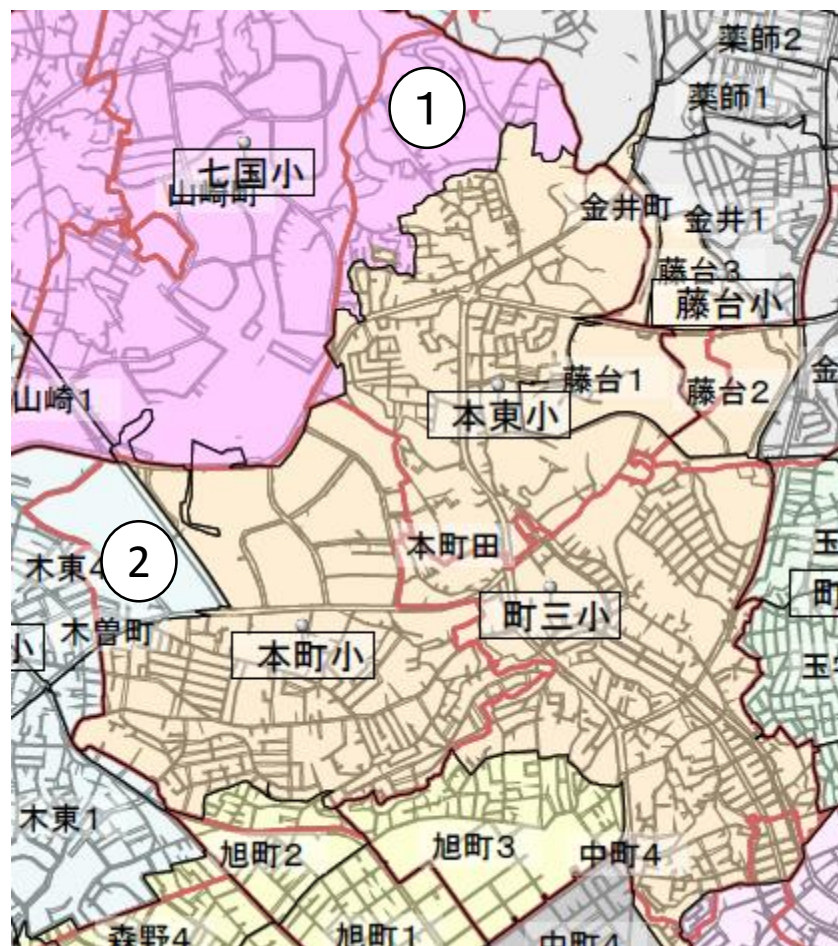
- 「通学先の配慮」とは、学校の統合等により転校を繰り返す児童・生徒への配慮になります。
- 原則は、現在通学している学校が統合する新設校に引き続き通学となります。

## 【事務局案】

- ①学校を統合する時点で、学区が変更になる地域にお住まいの児童・生徒は、変更前の学校が統合となった新設校と、変更後の指定校のいずれかから、通学する学校を選択できるように配慮します。
  - ②現在在籍している学校が分割して統合する場合は、分割して引き継ぐ学校がそれぞれ新設校となりますが、その新設校のいずれかを選択することができるよう配慮します。
  - ③単独建替えでも、学区が変更になる場合は、学区変更時点で学区が変更になる地域にお住まいの児童・生徒は、在籍していた学校と、学区変更後の指定校のいずれかから、通学する学校を選択できるように配慮します。
  - ④通学先の配慮は、変更する時点で在籍している児童・生徒を対象とします。
- 課題：受け入れる側の学校が教室不足にならないように、学校施設の状況と今後の児童・生徒・学級数の予測数を基に、教育委員会と受入校とで協議します。



# 通学先の配慮の事例 本町田地区



※資料の③-2通学先の配慮\_配慮事項一覧と⑥-1通学区域図(本町田地区)を使用します。

## 【事例①旧本町田東小学校学区の山崎町】

対象時期: 2025年度統合するとき

対象学年: 2025年度の小学1年生から6年生

配慮事項: 指定校が七国山小学校に変更になるが、変更前の本町田東小学校が統合する新設小学校への通学を希望することができる。(本町田地区統合新設小学校と七国山小学校のどちらかを選択可能。)

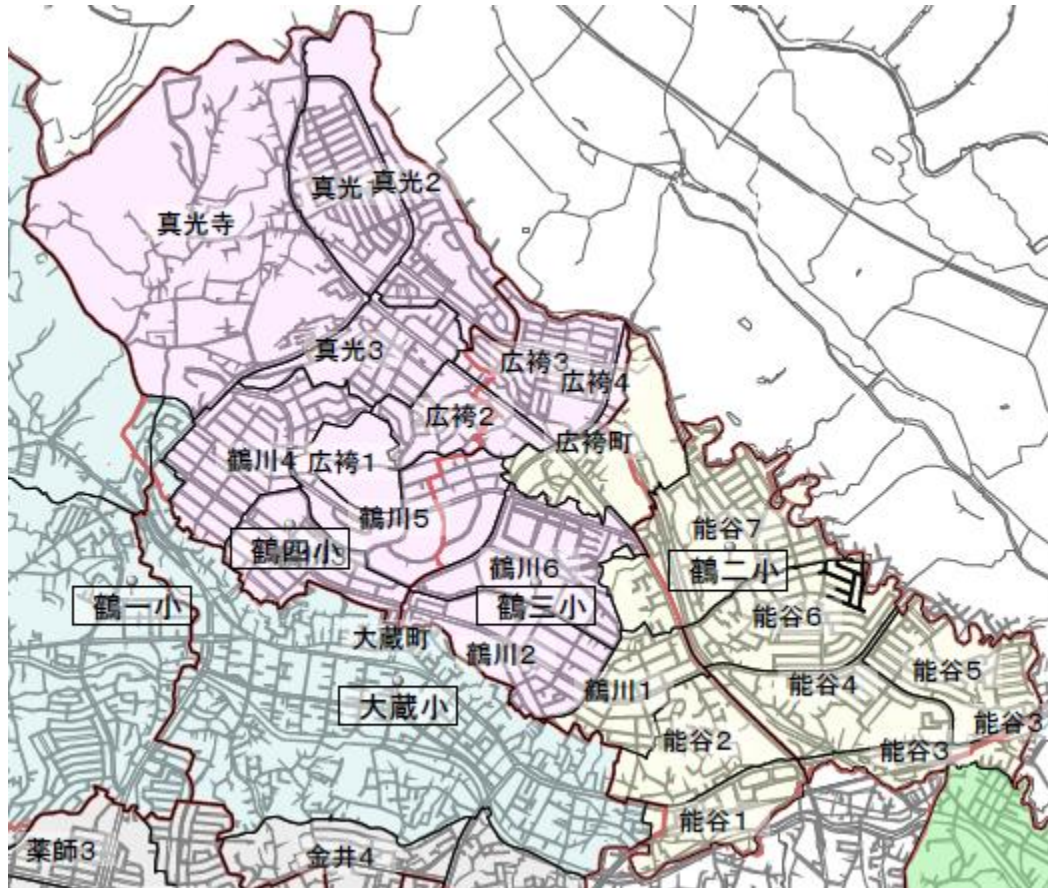
## 【事例②旧本町田東小学校学区の木曾東4丁目】

対象時期: 2025年度統合するとき

対象学年: 2025年度の小学1年生から6年生

配慮事項: 指定校が忠生第三小学校に変更になるが、変更前の本町田小学校が統合する新設小学校への通学を希望することができる。(本町田地区統合新設小学校と忠生第三小学校のどちらかを選択可能。)

# 通学先の配慮の事例 鶴川東・西地区



※資料の③-2通学先の配慮\_配慮事項一覧と⑥-3通学区域図(鶴川東・西地区)を使用します。

## 【事例③鶴川第三小学校の分割統合】

対象時期：2026年度分割統合するとき

対象学年：2026年度の小学1年生から6年生

配慮事項：鶴川第三小学校は、黄色の塗りつぶしの鶴川東地区統合新設小学校の学区と紫色の塗りつぶしの鶴川西地区統合新設小学校に分割となるが、黄色の塗りつぶしの鶴川東地区からは鶴川西地区、紫色の塗りつぶしの鶴川西地区からは鶴川東地区への通学を希望できる。

★鶴川第三小学校の児童は統合する2026年度に鶴川東地区と鶴川西地区のどちらかの統合新設小学校を選択することができる。



# 通学先の配慮の事例 南成瀬地区



※資料の③-3学校の統合と学区の再編の影響を受ける隣接学区と⑥-2通学区区域図(南成瀬地区・南第一小学校)を使用します。

## 【事例④つくしの小学校学区の南成瀬8丁目】

対象時期: 2025年度統合するとき

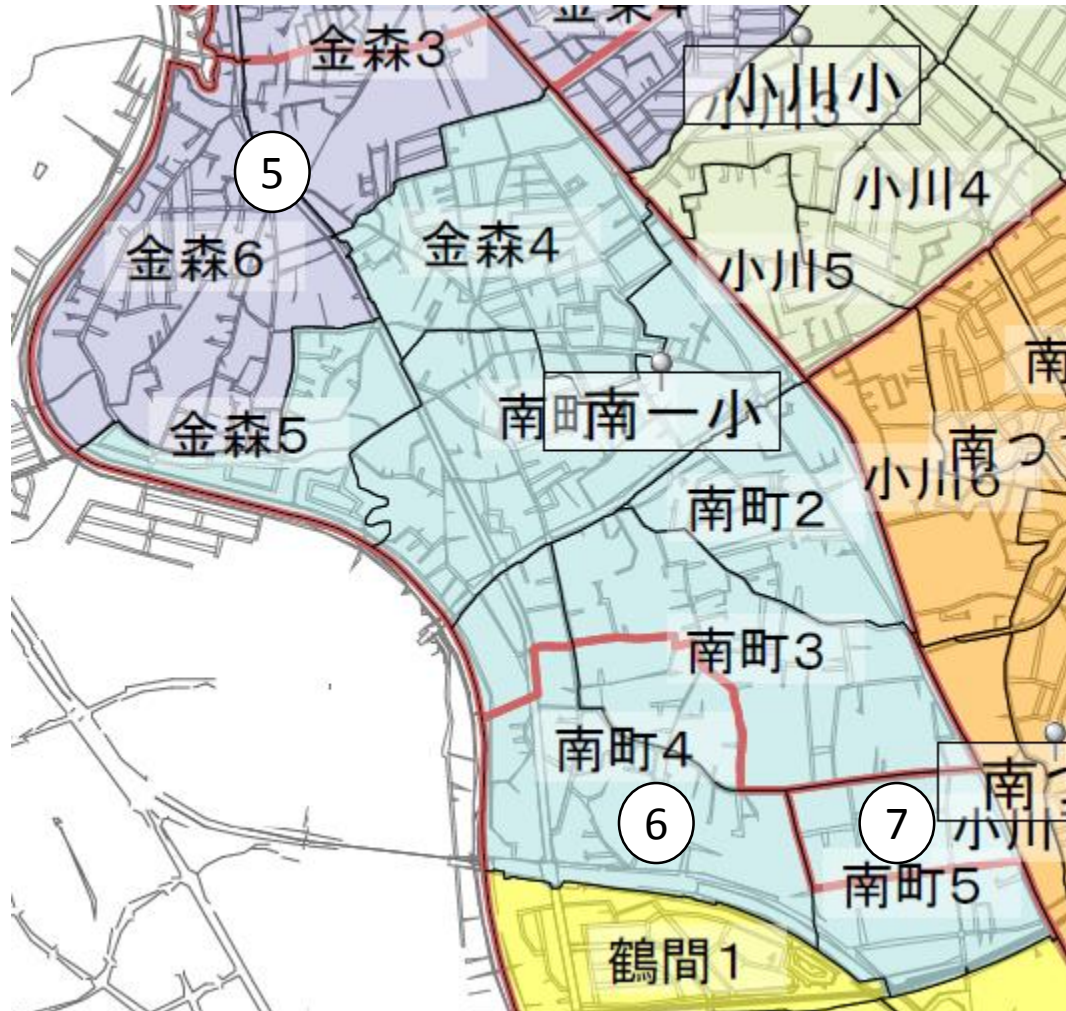
対象学年: 2025年度の小学1年生から6年生

配慮事項: 指定校が南成瀬地区統合新設小学校に変更になるが、変更前のつくし野小学校への通学を希望することができる。(南成瀬地区統合新設小学校とつくし野小学校のどちらかを選択可能。)



# 通学先の配慮の事例 南第一小学校

※資料の③-2通学先の配慮\_配慮事項一覧と③-3学校の統合と学区の再編の影響を受ける隣接学区と⑥-2通学区域図(南成瀬地区・南第一小学校)を使用します。



【事例⑤南第一小学校学区の金森3・6丁目】

【事例⑥鶴間小学校学区の南町田3～5丁目】

【事例⑦南つくし野小学校学区の南町田5丁目】

対象時期：2028年度学区を変更するとき

対象学年：2028年度の小学1年生から6年生

配慮事項：⑤指定校が南第四小学校に変更になるが、変更前の南第一小学校への通学を希望することができる。(南第一小学校と南第四小学校のどちらかを選択可能。)

⑥指定校が南第一小学校に変更になるが、変更前の鶴間小学校への通学を希望することができる。(南第一小学校と鶴間小学校のどちらかを選択可能。)

⑦指定校が南第一小学校に変更になるが、変更前の南つくし野小学校への通学を希望することができる。(南第一小学校と南つくし野小学校のどちらかを選択可能。)

## ④学区外通学制度の事務局案その2 (通学距離の配慮)

※資料の④-2通学距離の配慮\_事務局案と④-2通学距離の配慮\_隣接校一覧を使用します。

●「通学距離の配慮」とは、学校の統合等により通学が長距離となる児童への配慮になります。

●原則は、現在通学している学校が統合する新設校に引き続き通学となります。

【事務局案】 ★対象者:統合する小学校に通学する児童

### ①仮設校舎に通学する場合の配慮

学校統合・建替えに伴う学校位置の変更により、統合前の通学区域内に学校がなくなった場合、その統合前の通学区域は隣接する通学区域の学校を希望できる特認地区(選択)とします。

ただし、(1)受入校の学校施設等の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとします。(2)学校位置が変更になる時点で在籍している児童に限り、希望できるものとします。

### ②新校舎に移転後の配慮

学校統合や建替えに伴う学校位置の変更により、自宅から指定校までの距離が1.5Km以上の場合は、隣接する通学区域の学校を希望することができるよう配慮します。

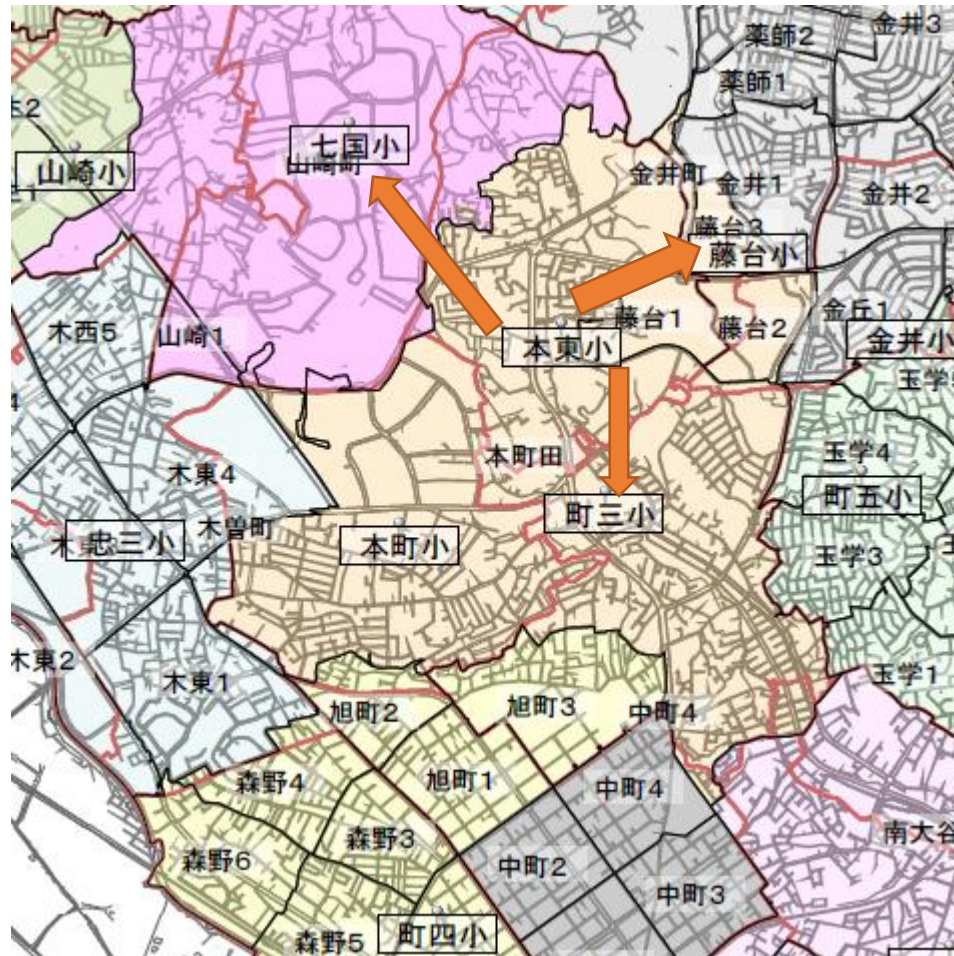
ただし、(1)自宅からの距離が、1.5Km未満の隣接する通学区域の学校に限り希望できるものとします。(2)受入校の学校施設等の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとします。(3)学校位置が変更になる時点で在籍している児童に限り、希望できるものとします。

★各学校の隣接する通学区域(学区)の学校は、④-2通学距離の配慮\_隣接校一覧のとおりです。



# 通学距離の配慮の事例

## 本町田地区（仮校舎移転時／本町田東小学校）



※資料の④-2通学距離の配慮\_事務局案と⑥-1通学区域図(本町田地区)を使用します。

【仮設校舎移転時の本町田東小学校の場合】

対象時期：2025年度統合するとき

対象学年：2025年度の小学1年生から6年生

配慮事項：旧本町田東小学校の児童は、旧本町田小学校の仮校舎に移転するときに、隣接する学区の学校を希望することができる。ただし、受入校の学校施設等の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとする。

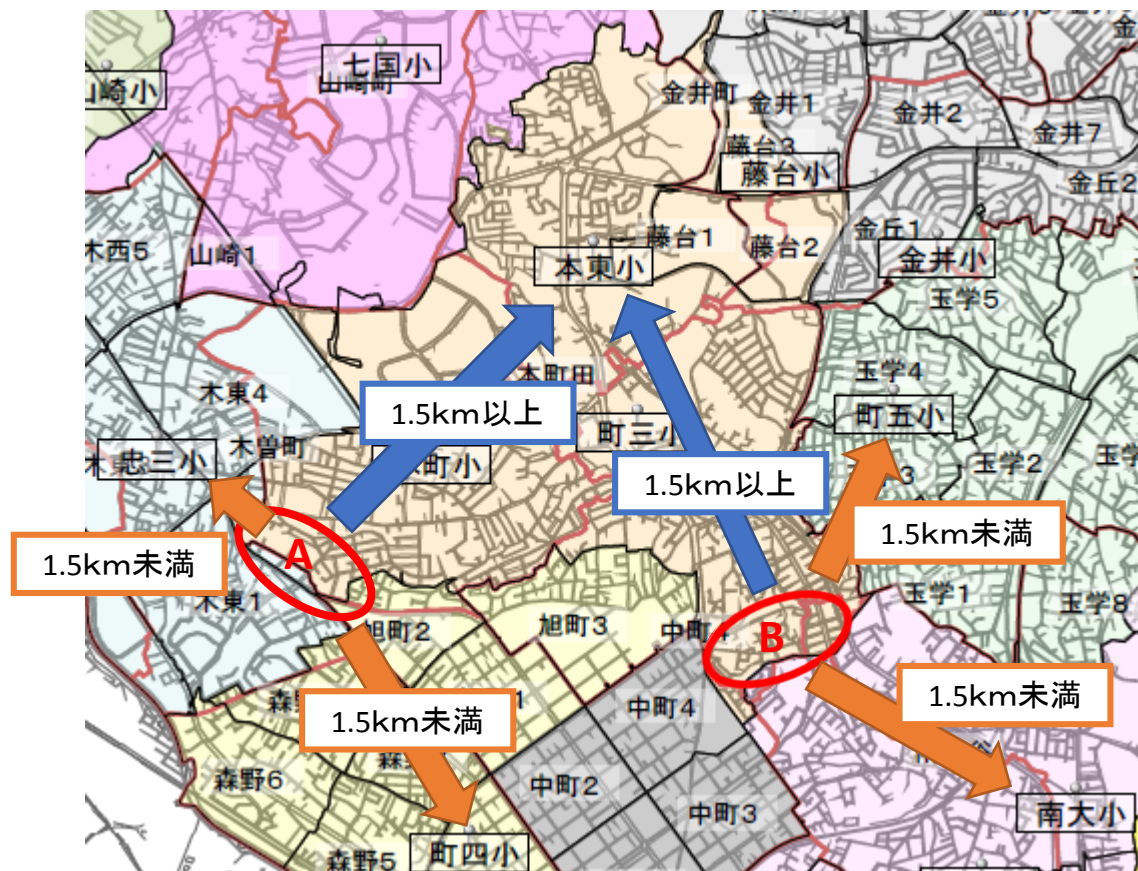
※具体的には、本町田東小学校に在籍している児童は学校の統合と同時に旧本町田小学校の仮校舎に通学となるが、仮校舎の期間、隣接する学区の学校(例えば、町田第三小学校、藤の台小学校、七国山小学校等)に通学を希望できる。ただし、各学校の児童数と教室数から、受入人数を制限する場合がある。



# 通学距離の配慮の事例

## 本町田地区(新校舎移転時/町田第三小学校・本町田小学校)

※資料の④-2通学距離の配慮\_事務局案と⑥-1通学区域図(本町田地区)を使用します。



【新校舎移転時の町田第三小学校・本町田小学校の場合】

対象時期：2028年度新校舎に移転するとき

対象学年：2028年度の小学1年生から6年生

配慮事項：旧町田第三小学校と旧本町田小学校の児童は、旧本町田東小学校の新校舎に移転するとき、自宅から新校舎までの距離が1.5Km以上の場合は、自宅からの距離が、1.5Km未満の隣接する学区域の学校を希望することができる。ただし、受入校の学校施設等の状況により別途受け入れ人数に上限を設けることとする。

※具体的には、旧町田第三小学校と旧本町田小学校に在籍していた児童は新校舎への移転により旧本町田東小学校の新校舎に通学となるが、自宅から新校舎までの距離が1.5Km以上の場合は、自宅からの距離が1.5Km未満の隣接する学区域の学校(Aの地域では忠生第三小学校や町田第四小学校等、Bの地域では町田第五小学校や南大谷小学校等)を希望することができる。ただし、各学校の児童数と教室数から、受入人数を制限する場合がある。

# 学区外通学の新制度（事務局案）のまとめ

- 学区外通学の新制度案は2案

- ①通学先の配慮

- ②通学距離の配慮

- 学区外通学の新制度のポイント

新制度の対象者、対象時期、対象地域を限定して適正規模・適正配置への影響を最小限に制限している。

➡次回の検討委員会では、事務局案にご意見をいただきます。